



歳末の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

本年も一年、大変お世話になりました。皆さま良いお年をお迎えください。

重要情報

1. 雇用調整助成金の特例R4.3月まで延長予定

コロナ禍に伴う雇用調整助成金の申請手続きの簡素化・助成率の引き上げの特例措置は、当初本年末までの予定でしたが、令和4年3月末まで延長される予定となりました。申請期限は給与締日から2か月以内です。

2. 電子取引保存ルール 2年間の有恕へ

来年1月から施行が予定される電子取引の保存ルールについて、民間の準備が間に合わないことを受けて、2年間の有恕(ゆうじょ)措置が設けられることになりました。ただし、制度自体は予定どおりに施行されます。

3. 令和4年度税制改正大綱が公表

法人課税では賃上げ税制を強化、消費税ではインボイス制度を見直し、個人課税では住宅ローン控除率を抑え期間を延長、相続贈与税一体課税の見直しは検討課題として、来年以降の改正に持ち越されました。

赤羽の旅噺(バナ)番外編 旅行感想記



2021年北海道～共生精神～その2 - 2. 無駄について
命や資源はゼロサムゲーム。創造主でもない世界の一要素に過ぎない人間にとって、動植物や天然資源は「人間と同等」だと思います。その犠牲はあくまで借り物だとすれば、借りたら返さなければいけません。不自然な形に加工して、使い終わったら、自然な形に戻すことも大切です。でも現実には必要以上に借りまくり、持て余した拳句、きちんと返しめせずに焼き払ったり埋め隠したりしています。近代化以降の人間は、自分の生存欲求に「不必要」な他者(動植物や天然資源・環境含む)の犠牲について、無関心すぎたのではないのでしょうか。他者の犠牲というイメージが湧きづらい社会だから、無駄が多くても気にならなかったのかもしれませんが。他者の犠牲が、人々の真に必要な幸せに比べ、大きすぎる気がします。

☆事務所からの連絡☆

年末調整に引き続き、年明けから給与支払報告、法定調書や償却資産税の申告などが始まりますので、ご準備をお願いいたします。

1月のイベント

- ・(納特分)下期源泉税納付
- ・法定調書、給与支払報告
- ・償却資産税申告
- ・確定申告準備(2月上旬までに資料提出のこと)

税金マメ知識

●インボイス制度下の振込手数料差引処理について
販売代金の振込料を差し引かれて入金を受けるなどして自社負担となった振込料相当額について、インボイス制度では自社経費として処理するならば銀行発行の請求書等を取得しなければならず、値引きとして処理するならば得意先に対して適格返還請求書(値引き通知)を交付しなければなりません。制度開始後に煩雑になることを避けるため、以下の3パターンで、事前の取り決めが推奨されます。

- ①振込料差引慣行そのものを廃止する
- ②買い手に立替精算書の交付を要請する
- ③売り手から適格返還請求書を交付する

現実的に①③が多いと思います。③の場合、次月請求書に前月値引き額を明示する方法が考えられますが、次月請求書がない場合であっても、差引額を売上に紐付けた値引き額として相手方に通知(メールでも)する必要があります。

なお、民法上は持参債務の原則により契約で負担者を定めると場合を除き支払い側が負担することになっています。

晩酌のじかん

大々的にとはいきませんが、先月から外食の機会が増えました。家族で、社内で、ごく親しい友人少数で、外食ができるのは幸せなことです。夜の町には顔を赤くした人も増えてましたが、コロナ前のように泥酔した人は見かけず丁度良い感じも。気は抜けませんが、明るいお正月になりますように!



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red